

[事案 2022-157] 転換契約取消請求

・令和 5 年 3 月 23 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、転換契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 6 月に契約した終身保険（契約①）について、平成 24 年 8 月に分割転換により利率変動型積立保険（契約②）を契約し、その後、平成 26 年 6 月に契約②の入院特約等を減額したが、以下等の理由により、分割転換を取り消してほしい。もしくは、分割転換以降の既払込保険料の全部または一部を返還してほしい。

- (1) 申立人は、保険料やお金の流れについて説明を受けておらず、理解していなかった。
- (2) 減額手続や口座払込停止手続が行われているが、保険料やお金の流れを理解していない申立人がそのような申出を行うはずがない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書および転換比較表を用いて説明を行い、申立人の意向を確認したうえで、申込手続を行った。
- (2) 減額手続や口座払込停止手続が申立人からの申出により行われていることから、申立人は保険料について認識していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集に関する経緯等を把握するため、申立人および申立人子、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足等は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は、保険会社の高齢者ルールの適用対象であり、申込日と同日に当時の営業部長が電話による確認を行っているが、本来、電話による確認は「遠方（普通交通手段で片道 1 時間を超える）のため、営業部長等が同席できなかった場合」に行うとされている以上、保険会社の営業所から申立人宅まで車で 20 分程度である本件では、営業部長は申立人と面接による確認を行うべきだった。
- (2) 設計書には、保険料額、定期取崩額、実際に振り込むべき金額が記載されているが、申込書には定期取崩保険料の額しか記載されておらず、保険料の全額と実際に振り込むべき金額が記載されていない。申込書の記載のみからでは、保険料の金額を正しく読み取ることができない。
- (3) 分割転換後の保険料合計額は、分割転換前の保険料の約 4 倍となり、医療保障の内容が手厚くなるとしても、申立人の年齢や収入を考慮すると、適切な契約といえるか疑問が残る。